

のご案内

事業主の方は、現場で働く方々の共済手帳に働いた日数に応じて、掛金を充当し、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに、建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

制度の特長

4 掛金は損金扱い

事業主が払い込む掛金は、法人企業の場合は損金(法人税法施行令第135条第1号)、個人企業の場合は必要経費(所得税法施行令第64条第2項)として全額算入できます。共済証紙の現物交付及び退職金ポイントにより元請負人が負担した下請の掛金も、工事原価に算入できます。

5 経営事項審査で加点

公共工事の入札に参加するための経営において、制度に加入し履行している場合には、加点評価されます。

6 電子申請で手続き可能

掛金は、インターネットを利用して電子的に納付することも可能です。これにより、事業主は、共済証紙の購入・貼付・消印および共済証紙の現物管理が不要となります。また、労働者はいつ、どこで事業主で掛金が納められたかを確認することが出来るため、掛金納付実態の透明化が図れます。

適用標識(シール)の掲示

発注者から工事を受注した場合、現場事務所・工事現場の出入り口の見やすい場所に、標識を掲示してください。標識は建退共の支部にあります。



令和3年8月現在

支部一覧表					
支部名	郵便番号	所在地	取扱支部	FAX番号	
北海道	080-0004	札幌市中央区北四条西3-1	北海道建設会館内	011-261-6186	011-251-2305
青森	030-0803	青森市安方2-9-13	青森県建設会館内	017-732-6152	017-722-7617
岩手	020-0873	盛岡市松尾町17-9	岩手県建設会館3階	019-622-4536	019-653-6113
宮城	980-0824	仙台市青葉区支倉町2-48	宮城県建設産業会館6階	022-263-2973	022-263-3038
秋田	010-0951	秋田市山王4-3-10	秋田県建設会館内	018-823-5495	018-865-2306
山形	980-0024	山形市大町18-25	山形県建設会館4階	023-624-7391	023-624-7391
福島	980-8061	福島市五月町4-25	福島県建設センター内	024-523-1618	024-522-4513
茨城	310-0062	水戸市大町3-1-22	茨城県建設センター内	029-225-0095	029-225-1158
栃木	321-0933	宇都宮市蓮葉町1958-1	栃木県建設産業会館2階	028-639-2611	028-639-2985
群馬	371-0946	前橋市元郷町25-52	群馬県建設会館内	027-252-1666	027-252-1993
埼玉	330-8515	さいたま市南区熊手巻4-17	埼玉県建設会館内	048-861-5111	048-861-5376
千葉	280-0024	千葉市中央区中央港1-13-1	千葉県建設業センター	043-246-7379	043-203-5020
東京	104-0032	中央区八丁堀2-5-1	東京建設会館内	03-3551-5242	03-3552-5354
神奈川	231-0011	横浜市中区太田町2-22	神奈川県建設会館内	045-201-8454	045-201-2767
新潟	950-0905	新潟市中央区新光町7-5	新潟県建設会館内	025-285-7117	025-285-7119
富山	930-0094	富山市安住町3-14	富山県建設会館内	076-432-5576	076-432-5579
石川	921-8036	金沢市東2-1-23	石川県建設会館センター内	076-242-2938	076-242-2938
福井	910-0854	福井市御幸3-10-15	福井県建設会館内	0776-24-1015	0776-27-3003
山梨	400-0031	甲府市丸の内1-13-7	山梨県建設会館内2階	055-235-4421	055-233-9572
長野	380-0824	長野市南石堂町1230	長野ビル内	026-228-7200	026-224-3061
岐阜	500-8382	岐阜市藤田東1-2-2	岐阜県建設会館内	058-276-3744	058-273-3138
静岡	420-0851	静岡市東区瀬部町11-7	大塚生命労働センターB12階	054-255-5590	054-255-5590
愛知	460-0008	名古屋市中区栄3-28-21	愛知県建設会館内	052-243-0871	052-242-4194
三重	514-0003	津市板橋2-177-2	三重県建設産業会館2階	059-224-4116	059-228-6143
滋賀	520-0801	大津市おのの1-1-18	滋賀県建設会館内	077-522-3232	077-522-7743
京都	604-0944	京都市中央区神小幡通堀田東入堀町645	京都建設会館内	075-231-4161	075-241-3128
大阪	540-0031	大阪市北区東船場1-30	大阪建設会館1階	06-6941-3489	06-6941-3489
兵庫	651-2277	神戸市西区美芝台1-1-2	兵庫県建設会館内	078-997-2333	078-997-2344
奈良	630-8241	奈良市高天町5-1	奈良県建設会館内	0742-22-3345	0742-22-3346
和歌山	640-8262	和歌山市湊通丁北1-1-8	和歌山県建設会館内	073-436-1327	073-426-3987
鳥取	680-0022	鳥取市西町2-310	鳥取県建設会館内	0857-24-2281	0857-24-2283
徳島	690-0048	松山市西條町1-3-17	徳島県建設産業会館内	0852-21-9904	0852-21-2166
岡山	700-0827	岡山北区平和町5-10	岡山建設会館内	086-225-4133	086-255-3392
広島	730-0013	広島市中区八丁堀11-28	朝日広告ビル5階	082-221-0138	082-221-7898
山口	753-0074	山口市中央4-5-16	山口県商工会館4階	083-924-9466	083-921-2655
徳島	770-0931	徳島市富田浜2-10	徳島県建設センター2階	088-622-3113	088-652-7609
香川	780-0026	高松市藤原町6-4	香川県建設会館内	087-851-7919	087-821-4079
愛媛	790-0002	松山市二丁目4-4-4	愛媛県建設会館内	089-345-5406	089-343-0168
高松	780-0870	高松市本町4-2-15	高松県建設会館内	088-822-6181	088-823-5662
福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅前3-14-1	福岡建設会館2階	092-477-6734	092-477-6726
佐賀	840-0041	佐賀市城内2-2-37	佐賀県建設会館内	0952-26-2778	0952-24-9751
長崎	850-0874	長崎市南の町3-33	長崎県建設会館会館3階	095-826-2285	095-826-2289
熊本	862-0976	熊本市中央区高島町4-4	熊本県建設会館内	096-365-5111	096-365-1192
大分	870-0046	大分市荷揚町4-28	大分県建設会館内	097-538-4800	097-534-5828
宮崎	880-0805	宮崎市橋通東2-9-19	宮崎県建設会館内	0985-20-8867	0985-20-8889
鹿児島	890-8512	鹿児島市鶴巻新町6-10	鹿児島県建設センター内	099-257-9216	099-256-9681
沖縄	901-2131	浦添市牧港5-6-8	沖縄県建設会館2階	098-876-5214	098-870-4565

本部担当部署一覧表				
本部	170-8055	東京都豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル20階	(月～金 9:00～17:15)	
企画調整課	制度全般	03-6731-2830～2831		
電子申請課	電子申請関係	03-6731-2832		
業務課	契約関係	03-6731-2843	退職金関係	03-6731-2846～7
	更新関係	03-6731-2850	移動退職関係	03-6731-2851
事業推進課	ホームページ・広報関係	03-6731-2866～7		
課行調査課	各種調査関係	03-6731-2843		
経理課	共済振替関係	03-6731-2871～2		03-6731-2874

各相談コーナー				
本部	170-8055	東京都豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル20階	03-6731-2841	03-6731-2886
東京	104-0032	東京都中央区八丁堀2-5-1	東京建設会館内	03-3206-8116
大阪	540-0031	大阪市北区東船場1-30	大阪建設会館内	06-6941-3690

他の事業本部との提携 その他の退職金制度については、下記へお問い合わせください。

- 中小企業で働く従業員の方
 - 中小企業退職金共済事業本部 TEL 03-6907-1234
 - https://chutaiyoku.taisyokukin.go.jp/
- 中小企業の個人事業主または会社等の役員を対象とした退職金制度
 - 林業退職金共済事業本部 TEL 03-6731-2887
 - 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 TEL 050-5541-7171
 - http://www.ssmf.go.jp/
- 清酒製造業、林業で期間を定めて雇用されている方
 - 清酒製造業退職金共済事業本部 TEL 03-6731-2887
 - https://www.saitaiyoku.taisyokukin.go.jp/
- 林業退職金共済事業本部
 - 林業退職金共済事業本部 TEL 03-6731-2887
 - https://www.rintaiyoku.taisyokukin.go.jp/

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部

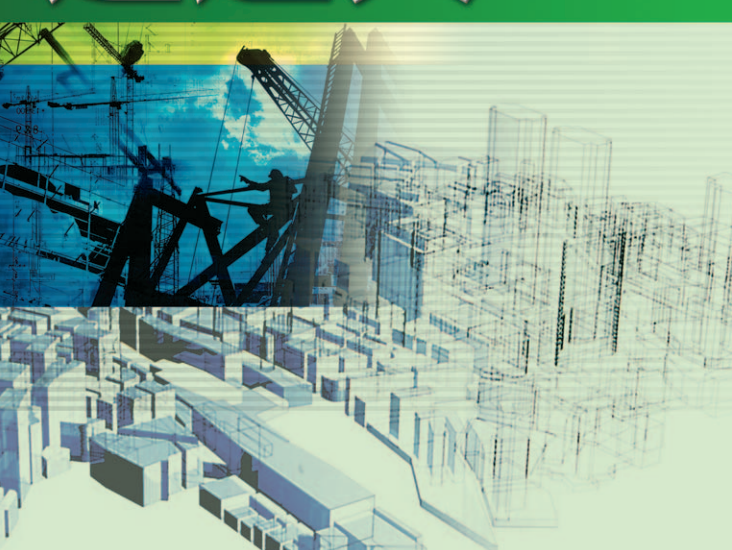


建退共 検索



建退共

建退共制度のあらまし



建退共制度

この制度は、建設現場で働く方々のために、「中小企業退職金共済法」という法律により国が作った退職金制度です。

1 安全確かかつ簡単

退職金は国で定められた基準により計算して確実に支払われます。手続きはきわめて簡単です。

2 退職金は企業間を通算して計算

退職金は、働く企業がかわってもそれぞれの期間を全て通算して計算されます。

3 掛金が一部免除

新たに加入した労働者(被共済者)には、国が掛金の一部(初回交付の手帳の50日分)を補助します。

国の6つ

けんたいきょう



加入から退職金を受け取るまで

建退共制度の手順

Step 1

契約できる人、加入できる人

契約できる事業主は？

建設業を営む方なら総合、専門、職別あるいは元請、下請の別を問わず、専業でも兼業でも、また許可を受けていないにかかわらず契約できます。



加入できる従業員は？

建設現場で働く労働者であれば、国籍や、大工・左官・とび・土工・電工・配管工・塗装工・運転工・現場事務員などの職種を問わず日給制・月給制に関係なく加入できます。
ただし、役員報酬を受けている方や本社等の事務専用社員、「中小企業退職金共済法」に基づく中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度及び林業退職金共済制度に加入している方は加入することができませんのでご注意ください。

一人親方も任意組合で加入できます。

一人親方（一人親方とともに技能習得中の者も含まれます）が集まって任意組合を作り、当機構が規約や技能について認定したとき、その任意組合を事業主とみなし、個々の親方などは、その事業主である任意組合に雇われた労働者とみなすことにより、制度を適用することとしております。

Step 2

加入するには

「共済契約申込書」及び「共済手帳申込書」に必要事項を記入して、各都道府県の建設業協会等にある建退共の支部に申し込んでください。

※加入の手続に関しては、費用はかかりません。



Step 3

加入すると

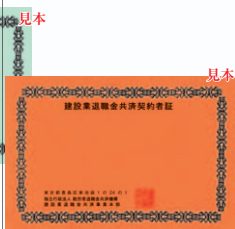
加入すると、事業主には「建設業退職金共済契約者証」、現場で働く方々には「建設業退職金共済手帳」が交付されます。

事業主には？



特別共済契約者証
(大手企業用)

現場で働く人には？



共済契約者証(中小企業用)

現場で働く人には？



初回交付の共済手帳
(掛金助成)

現場で働く人には？



2冊目以降の共済手帳

Step 7

退職金を受け取るには

退職金は、労働者（被共済者）が建設関係の仕事をしなくなったとき等に、共済手帳に貼り終わった共済証紙換算）以上あったときに、受け取ることができます。退職金を受け取るには、労働者（被共済者）又はその遺族（なお、請求事由発生年月日が平成28年3月31日以前の場合は、24月以上の掛金納付月数が必要となります。）

及び電子申請により掛金納付された日数の合計が12月(21日分)を1ヶ月とからの請求により、その請求人個人の普通預金口座に直接支払われます。



請求するには？

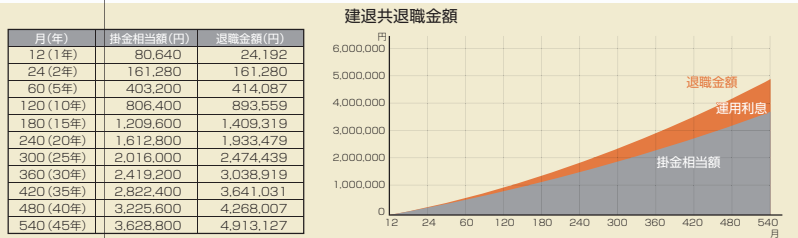
退職金請求書に必要事項を記入して、共済手帳と住民票、退職所得の受給に関する申告書、個人番号及び身元確認のための書類等を添えて、各都道府県の建設業協会等にある建退共支部まで提出してください。

受け取り方法は？

退職金は、原則として請求人個人の普通預金口座に、直接振り込む方法により、支払われます。

退職金額は？

退職金については、右の表のとおりとなっており、働いた年数が長いほど有利になります。掛金納付月数が12月以上24月未満の退職金は掛金納付額の3〜5割程度の額となっております。ただし、12月以上24月未満で死亡したときの退職金は、事業主が納めた掛金に相当する額となっております。



(注) (1)この早見表は、現行の予定運用利回り及び掛金日額320円により、共済証紙と退職金ポイントの21日分を1月と換算して計算した退職金額の額です。
(2)320円になる前から掛金を付けている人の退職金は、それぞれの掛金日額ごとに、その予定運用利回りにおいて、別に計算されます。
(3)退職金額は、費用、収益及び経済事情等を勘案して予定運用利回り及び掛金日額が見直されることにより、変動することがあります。

Step 6

労働者が(被共済者)退職したときは

労働者（被共済者）が退職した時は、共済手帳を必ず労働者（被共済者）に渡してください。あわせて、建設業の事業所が変わっても制度に加入している事業所であれば、引き続き退職金の掛金納付が継続できることを説明してください。
退職金の受給資格を有する労働者（被共済者）に対しては、退職金の請求ができる旨お伝えください。

Step 5

共済手帳の更新時期は

「手帳更新申請書」又は「手帳更新申請書(掛金助成)」に必要事項を記入して、共済手帳を添えて各都道府県の建設業協会等にある建退共の支部に提出してください。

250日分の共済証紙を貼り終えた場合は？

共済手帳に250日分(1冊目の掛金助成手帳は200日分)の共済証紙を貼り終えた場合は、更新手続きを行ってください。

次回更新時期が到来した場合は？

令和2年11月以降に建退共が発行した共済手帳の表紙には、「次回更新時期」が記載されています。「次回更新時期」が到来したときは、250日分の共済証紙を貼り終えていない場合でも、適宜更新手続きを行ってください。

次回更新時期が記載されていない共済手帳の場合は？

交付日から2年を経過した共済手帳は、250日分の共済証紙を貼り終えていない場合でも、適宜更新手続きを行ってください。

※電子申請方式を利用されている場合は、電子申請専用サイトを通じて更新時期をお知らせします。

Step 4

掛金を納めるには

【共済証紙貼付方式】

共済証紙の購入は？

この制度は公共・民間工事を問わず、すべての適用となり、必要に応じて最寄りの金融機関で共済契約者証を提示して購入してください。

【中小企業用共済証紙】 【大手企業用共済証紙】



共済証紙の貼り方は？

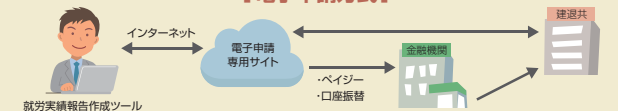
雇用している労働者に賃金を支払うつど(少なくとも月1回)、働いた日数分の共済証紙を共済手帳に貼り、消印をすることで掛金を納めたことになります。

取扱金融機関は？

都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・一部の信用金庫および信用組合などで取り扱っております。



【電子申請方式】



電子申請方式の申請は？

就労実績報告作成ツールまたは建退共HPから「電子申請方式申込書」を出力(ダウンロード)し、建退共支部へ提出して下さい。建退共本部より仮IDとパスワードを記載した専用サイト開通通知書を送付します。*電子申請方式は無料で利用できます。

退職金ポイントの購入は？

ページまたは口座振替により「退職金ポイント」を購入してください。

就労実績ファイルの登録は？

電子申請専用サイトに就労実績を登録してください。

就労実績ファイルの作成は？

就労実績報告作成ツールに公共・民間工事を問わず働いた日数を入力し、就労実績ファイルを作成してください。

掛金の充当は？

建退共本部において、労働者（被共済者）の就労実績に基づき、あらかじめ購入された退職金ポイントを掛金へ充当(納付)します。

※掛金は全額事業主が負担するものであり、給与の天引等の一部でも労働者に負担させることはできません。